

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成21年12月4日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第49号所管分の審査	2
補足説明（教育総務部長）	
質疑（安藤薫委員、南野直司委員、渡辺慎吾委員）	
採決	19
閉会の宣告	19

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成21年12月4日(金) 午前10時 開会
午前11時15分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 柴田繁勝	副委員長 大澤千恵子	委員 南野直司
委員 渡辺慎吾	委員 安藤 薫	

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	教育長 和島 剛	
教育総務部長 馬場 博	同部理事 市橋正己	
総務課長 岩見賢一郎	学務課長 大橋徹之	学校教育課長 前馬晋策

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉	同局書記 杉本 徹
-------------	-----------

1. 審査案件

議案第49号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第6号) 所管分

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走、何かとご多端の折、本日は委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成21年度の一般会計補正予算(案)所管分について、ご審査をいただくわけでございますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一たん退席をさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

暫時休憩をいたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第49号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

馬場教育総務部長。

○馬場教育総務部長 それでは、補足説明をさせていただきます。

今回、お願いをいたします案件は、予算書の4ページをお開きください。第3表、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の事項は学校給食調理業務等委託でございます。これは鳥飼北小学校の給食調理業務を来年度、平成22年4月から民間委託するために明年1月より業者選定をするために必要な補正でございます。債務負担の期間は平成22年度から24年度の3か年でございます。その限度額は毎年2,200万円、3年合計6,600万円を限度とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○柴田繁勝委員長 説明が終わり、質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

ただいまご説明をいただきました学校給食調理業務の委託事業での債務負担行為について、お伺いいたします。

既に平成20年度に鳥飼西小学校で調理部門の民間委託がスタートをしていると。今回の鳥飼北小学校が2校目ということになるわけですが、改めて、子供たちの日々の暮らしの中で学校給食の安全で、そしておいしい、しかも学校給食法の一部改正が行われて、学校給食を通して食育や衛生管理の部分をきちんと体系化していこうというような法整備も行われてきている下で、2校目ということになるわけですので、改めて、この調理部門の民間委託についての、その目的、メリットについてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、今回、鳥飼北小学校が今年度、調理室がドライ化されたり、それから、コンベンションスチームオーブンという器材が導入されたりとか、設備が整っているわけですが、千里丘小学校、味舌小学校も同じようにドライ化が進んでいる中、なぜこの調理部門の民間委託が鳥飼北小学校になっているのか。それから、なぜ1校なのかということもあわせて教えてください。

それから、こういった民間委託というのは、これまでのご説明でも行革に基づいたものだというお話でございます。それであるならば、なぜ今回の補正予算で

上がるのか。こういった行革に基づいて行っていくものであれば、その民間委託の是非は別として、教育委員会として進めるのであれば、当初予算できちんと措置して計画的にやっていくのが、本来あるべき姿じゃないかなと思うわけですが、その点についても願いたいします。

それから、今、教育委員会の方で考えておられる民間委託に向けてのスケジュールについてもお聞かせください。

○柴田繁勝委員長 それでは4点ありましたが、順次、お答えしていただきます。

大橋課長。

○大橋学務課長 おはようございます。

私の方から安藤委員のご質問に順次ご答弁申し上げます。

まず、目的、メリットでございますが、調理業務の委託に関しましては、先ほどご質問の中にもありました、平成20年4月から鳥飼西小学校で委託をしております、その考え方のもととなりますのは摂津市における行財政改革、そして、大きなメリットとしての部分については、コストの部分でございます。

学校給食全体の中で委託をする部分につきましては、あくまでも調理業務及び、食器の洗浄に限った部分で委託をすることを前提としております。したがって、安全で安心でおいしい給食であるとか、食育の観点であるとか、衛生管理の部分については、これまで、委託前は調理員さんの身分が公務員という身分でございましたけれども、委託後は、それが民間の調理員さんにかわっただけでございまして、全体の責任については、引き続き教育委員会がすべて担ってまいるといって考えておりますので、その辺の部分については、問題がないと考えております。

それと、次に、なぜ鳥飼北小学校なの

かと、なぜ1校であるかということでございますが、鳥飼北小学校を選択させていただきましたのは、子どもが考える委託校につきましては栄養士が配置されていること。それと施設がきちんと衛生管理のできた施設、すなわちドライ化の完了した施設であることということをお大前提としております。それに当てはまりますのが、今でいいますと味舌小学校、鳥飼北小学校、千里丘小学校につきましては、ドライ化は完了しておりますが、栄養士の配置が、現状ではないということがございます。

そうしましたときに、味舌小学校か鳥飼北小学校ということになるんでございますが、やはり行革の中では、コストのメリットということも当然、考えていく必要がございますので、その点を考慮した部分と、20年4月は鳥飼西小学校、同じ第二中学校の校区にございますので、やはり保護者の方については、そういう事例等も踏まえて、安心していただける部分、ご理解いただける部分があるのではないかとこのように考えまして、鳥飼北小学校を選定させていただいております。

1校だけということにつきましては、やはり現状の行革の中で採用の凍結があるわけなんですけれども、そういった中で給食調理員の退職に合わせた形で委託をするという手法しか、現状ではとれないので、1校ということにさせていただきます。

次に、今回この時期の補正予算になってしまったという問題でございますが、確におっしゃったように、年度当初、計画的ということが一番、当然好ましいわけなんですけれども、今回の場合につきましては、工事の部分で新しいコンベクションオープンが導入する関係、これ

が、当初は鳥飼北小学校のみに導入されて、先般の議会の方で追加で4台ご承認いただいたわけなんですけれども、それまでは鳥飼北小学校にしか入らないという事情もございました。

それと労働組合との関係、やはり問題が残っておりましたことと、退職、今年度、調理員は2名の退職が予定されておるんですけれども、その部分の任用の関係でありますとか、そのあたりの調整で時期が少しおくれてしまい、この時期になってしまったということです。この点に関しては、次回以降、もう少し計画的にしいかなければならないなというふうには考えております。

教育委員会で、今時点で考えるスケジュールでございますが、鳥飼北小学校に関しましては、この議会の方でご承認いただければ、すぐに業者の選定の方を、前回の鳥飼西小学校と同様の方法で価格だけによらず、我々が提示する条件等に基づいた提案をしていただくというプロポーザルの方式で速やかに選定をさせていただきたいと。契約の後に、春休み中の引き継ぎということで考えております。

それと委託全体の考え方につきまして、現在、第4次の行財政改革の実施計画を策定中でございますので、現時点で、先ほど申し上げましたように退職にあわせた委託ということしか、現状では難しいというふうに考えておりますが、次の第4次の計画の中の考え方も見ながら教育委員会としては詰めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 栄養士さんがいらっしゃる学校で、しかも施設面で整備が進んでいるところでいくと2校だと、と同時に退職者の関係、それから、2校ではなく1校になったと。場所としたら二中校区、

鳥飼西小学校でもやっているの、身近なところでやっておられるということで鳥飼北小学校になったということですが、その中で労働組合との関係で当初予算でなく補正予算になったということですね。

鳥飼西小学校の導入をしたときにも、補正予算だったと思うんですね。9月、第3回定例会で補正予算で上がってきたと思うんです。その後、初めてのときでしたから、選定基準を設けられたりとか、それから、PTAの説明とかが行われてきたということ言えば、それでも日数的に、私は十分な論議とか、いろいろな理解、正確な理解というものが得られたのかどうかというのは、大変疑問に思っているところです。

私は民間委託、子供たちの学校の、学校給食の調理部門といえども、やはり公で担うべきものだというふうに思っていますが、仮に民間委託ということであっても、きちんとした議論と理解を得る時間が必要だと思うんです。

翌年の4月からスタートをするのであれば、やはり行革計画に基づいてやっていくわけですので、きちんと当初の予算、それから、今後の給食の民間委託を含めて教育委員会の行革というのは、どうやって、やっていくのかというのが。

やはり長期的に、中長期に計画を立ててやる必要があるのではないかと、耐震補強工事なんかもそうだと思うんですけれども、もちろんお金にかかわってくることでございますけれども、これは行革ですから、お金を減らすということですから、なおさら迫られている問題だと思うんです。

それが来年の4月からスタートしようと、春休みに引き継ぎをやってやろうというようなものが、この12月の議会で。

これからPTAへの説明もしていかな

ければいけないという、業者選定のための理解も、やはり2校目とはいえども、「業者選定は、こういう基準でやりますよ」というのは、PTAや保護者、地域の方もご説明していただかなければいけません。納得をいただかなければいけない中で、冬休みに入ります、1月入って、あっという間に2月になりますね。2月になったら、もうすぐ春休みという状況の下で、果たしてきちんとした説明とか議論とか、納得を得られる努力とかということが、できるのかどうかというのが、甚だ疑問に思うわけでございますが、ちょっとその点の考え方を改めてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それで、行革目的ということで、民間委託がされるということなんですけれども、その学校給食というのは、やはり子供らの口に入るもの、しかも食育と結びつけて、やはり重要視されているものであるから、やはり公でやるべきものだというような立場の中で、行革として迫られてやっているというような認識でよろしいのかどうかですね、その点ちょっと確認したいと思います。

それから、既に鳥飼西小学校でもやっておられますから、一定の計算がされていると思うんですけれども、今回の契約を結ぶことによって、経費の削減効果というのは、どのぐらいになるのでしょうか。

今、大橋課長のお話ですと、今回は退職者が2名だということなんです。それに見合って年間、約2,200万円の契約ということになると思うんですけれども、もろもろの費用も削減効果に加わってくるのかどうか、今回の平成22年度において、退職者の人件費が、どれだけで、それに加えて、こういった経費がなくなって、民間委託で、これだけの費用

がかかって、プラスマイナスこれだけの削減になるよというような説明をちょっとお願いをしたいと思います。

それから、行革ということですから、今、第4次行革を見て、これからまた、検討していくということでもありますけれども、じゃあ行革でどんどんやれということになれば、際限なく、その民間委託を進めて、調理部門でも民間委託を進めていくのかどうか、もしくは「ここまでは抑えたい」と、「行革では、ここまでは協力できるけれども、少なくともここから先は守らなければいけない」とか。学校の数もそうですけれども、例えば、「調理部門に抑えていくんだ」というか、その中身も含めて学校給食にかかわって、教育委員会として、「ここはやはり死守するんだ」と、「ここは守るんだ」というようなところをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

それから、今後の退職者、退職者との関係は、非常に民間委託を進めていく上では大きいように感じられますけれども、退職者の今後の予定と、それから、次の民間委託をどういうふうに考えているのかとあわせてお聞かせください。

それから、鳥飼西小学校での議論のときでも、大変な議論となったわけですが、委託する株式会社というのは、もちろんノウハウとかは、たくさん持っておられると思うんですけれども、基本的には、その会社の存続の意義というのは利益を上げて再生産をしていくことです。公でやっている部分よりも、うんと経費を節減してやれるということは、結局、人件費を安くしていくということでしか経費を削減することはできないと思うわけですけれども、そうした中で熟練した技能が必要な学校給食の調理業務ということにおいて、民間の会社さんの中で、ど

のぐらいの方が正社員として定着しておられるのか。

例えば今の鳥飼西小学校を例にとっていただいでご説明いただきたいのですけれども、調理員さんの数は今までよりも、うんとふえたと、配膳も各階に持って行って、子供たちが階段を上り下りして転んだり、けがをする危険がなくなったという説明を以前いただいでいるのですけれども。

そういった部分でも人数がふえたという事は、一人当たり単価が下がっているということだと思えるのですよね。そういったパートの方、非正規で働いている方がどのぐらいいらっしゃるのか、定着率ですね、この1年半ですか、鳥飼西小学校の調理室の中で働いておられる民間会社さんの社員さん、それから、パートさんがどれぐらい入りかわりがあるのかということについて、検証会議もやっておられるということですので、その点もちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

新聞広告、求人広告を見ますと、かなり小学校給食の調理員さんとして募集がかけられている、かなり長い期間かかっていたり、頻繁に出ているというのは、多くの市民の人も見ておまして、なかなか定着できないかなという印象を持っているのですけれども、実態はどうなんでしょうか、その点、お願いします。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 そうしましたら、安藤委員の2回目のご質問に順次、ご答弁申し上げます。

まず、時期の関係とP T Aその他、きちり市民の方に説明できるのかという部分でございますが、確かに鳥飼西小学校のときも途中の補正予算で債務負担行為、ご承認いただいで、そこから作業を開始

いたしまして、12月の末に契約ということになっていたかと思えます。

今回につきましては、今回の議会でご承認いただいた後、先ほど申し上げましたようなスケジュールで契約の方をしまいりますが、当然のことながら市民の方、P T Aの方等への説明ですね、この部分については誠意を持って十分にご理解が得られるように、期間的には短いものとなってしましますが、説明をさせていただきますというふうには考えております。

既にP T Aの役員の方々には、そういったお話をさせていただいておりますけれども、ご承認をいただければ、年明けにも全体的なP T Aの方への説明会というものを開催させていただきまして、本市の考え方でありますとか、選定基準の考え方でありますとか、鳥飼西小学校での実施経過等も踏まえてきちんと説明をさせていただきたいというふうには考えております。

次に、給食が行革に縛られた委託ということになっているのかどうかという、その辺の観点でございますけれども、給食の調理の合理化というものにつきましては、かなり以前から、文部省時代から通達というものがございます。これはやはり一つ大きな問題といたしましては3期の休業の勤務の実態状況等ということの問題があるのではないかというふうには考えております。ですから、根本的な委託の部分の解決をしようと思えば、やはり3期の休業中の考え方、このあたりの整理をする必要があるのかなというふうには考えております。

鳥飼西小学校で委託をさせていただいた調理員さんの春休み、夏休み、冬休みの勤務の実態というのも、うちの方では把握しておりますし、その辺とも比較の

上、やはりこの部分の問題というのは影響が大きいというふうには考えておりません。

次に、3番目にコストの削減効果額なんですけれども、この部分の算定の方法については、いろいろ考えられます。現状の職員に当てはめたもの、また、鳥飼西小学校のときも算定をしておりましたが、全く新規の者を雇用するという前提で計算する手法、また、新規で雇用した者が退職まで勤務すると仮定して、平均単価で算定する場合、いろいろな方法が考えられるわけです。

今回、単純に行革の方針の中で、一人当たりの人件費コスト910万円というのがございますので、仮にそれで算定しますと、鳥飼北小学校の場合は、正規職員が4名、それと非常勤さんが1名ということになります。そうしますと年間で3,740万円ということになるんですけれども、単純に委託した場合2,200万円ということで計上させていただいておりますので、3,740万円と2,200万円の差額が年間のコスト、効果額ということも言えるのではないかとこのふうには考えております。

次に、4点目の学校給食において守るべき部分というご質問であったと思いますが、学校給食法、法律、それと教育という観点で学校給食は運営されておりますので、当然、教育委員会が、やはり責任を持って運用していくということが前提になっております。

当然そのように今後もやっていくということに、考えに全くの異論はないわけなんですけれども、やはり調理の部分につきましては、先ほども申し上げましたように、身分が公務員であるのか、民間の方であるのかという違いだけで、その学校給食全体の市としての考え方が大き

く影響するものではないというふうには考えております。

次に、5番目の退職者と今後の委託の関係でございますが、これも先ほど少し述べさせていただきましたが、現状では退職の人員数を考えながら、委託校の人員等を考えながらやっていくという方法でしか今のところはないわけなんですけれども、そうしますと、今年度2名の退職が予定されておまして、今後、約5年間で退職の予定者は3名になっております。

ただ、現状、再任用という制度がございまして、そのあたりの関係もございまして、一概に、この5年間で、どの程度かというのは非常に難しいわけなんですけれども、単純に考えますと5年間で3名ということになりますと、現在、正規の職員が3名勤務している学校については、委託が可能だというふうには考えられると思っております。

次に、人件費と現在の鳥飼西小学校の正規、非正規の方の割合等の部分でございます。確かに広告等も私たちも目にしているのかなというふうには考えております。

それで、業者さんを選定させていただくときの提案の中身の内訳といたしましては、正規職員が4名の非常勤職員が4名の8名体制ということで、プロポーザルの中で提案をいただいております。その数そのものについては、若干の前後、7名体制、9名体制等ありますが、おおむね守られておまして、4名、4名ということでやっております。

正規の方については、若干この1年半の間に退職や、他の学校に行かれた方もおりますが、責任者、副責任者、栄養の責任者に関しては、一貫して同じ方に勤

務をしていただいております。非正規、非常勤職員さんにつきましては、正直申し上げまして、当初からおられる方というのは、現状ではないのですが、この部分につきましては1年で非正規の方につきましても、やはり経験を積んで他のところに行かれるというケースもございますし、もちろん体調不良等でやめられる方、自己都合等でやめられる方等おられますので、なかなかこの1年半、契約期間が3年でございますので、この3年間ずっと通してというのは非常勤の方については難しいのかなというふうには考えておまして、うちの方も、そこまでは、なかなか業者さんの方にもお願いするといいますか、その辺の分については難しいわけなんです。

選定するときにも正規の職員さんにつきましては、やはり教育の観点、児童とか教職員との関係もございますので、基本的には3年間、同じ方に勤務をいただきたいということをお願いする中で契約をさせていただいておりますので、今後も、その部分については、今回の鳥飼北小学校につきましても、当然のことながら、この部分については業者さんの方にはお願いをする形で運用してまいりたいというふうには考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員よろしいですか。

安藤委員。

○安藤薫委員 経費の削減効果、行革の効果額の計算をお伺いして、3,740万円かかっているのが2,200万円になります。1,740万円の効果だと。これは一つの考え方だと、課長おっしゃったとおり。

しかし、その今、行革というのは、机上の上での計算でやっていくものではなくて、現実の、そのお金の出をどうする

のかということが迫られているのかなというふうに思うんですね。

ですから、鳥飼西小学校の議論のときでもそうだったと思うんですけども、現在の退職者、それから、そこを、一つの学校を民間委託した、じゃあトータルで、退職者の人の人件費は幾ら、この方は幾らだったのがゼロになりましたと、その他の費用はかからなくなりました。

再任用の方が来られた場合は、補充された場合は正規の職員さんよりは給料が下がってますよとか、パートの数が減りますよと、だから、パートの人の減った分は全体で、摂津市の学校給食の中、全体でこれだけ減りましたよと、しかも、委託費はこれだけで済みますというような計算をしないと。

しかもことし、来年、再来年とやっていかないと。きょうから全く新しい学校をスタートをしますよということなら、それならいいですよ、違いますよね。これ、やはりおかしいと思うんですね。

全く新しい学校をスタートする際、新しい人材を直営で雇うのか、民間委託でやるのかというときには、今の議論というのは成り立つと思うんですけども、その行革を目的でやるというのであれば、やはり去年までが、こういう状況で、今回は、こういうような経費が削減になりますよと、具体的にしないと、あかんと違いますかね。その辺をもうちょっと説明をいただけないでしょうか。

それから、今後の民間委託と退職者の関係なんですけれども、5年間で3人ほど退職をされると、再任用でいくと、事前にいろいろいただいておりますけれども、再任用につかれる方もいらっしゃるということですから、そうすると正規の職員さんは、平成21年度では30名、22年度で28人というふうにお聞きし

ているんですけれども、5年後でもやはり退職者が3人いても正規職員さんが28人と、かわらないんですね。民間委託をしていこうとしたときに、どこでどういうふうな調整になるのかと。

それから、私、聞くところによりますと組合との交渉の中では、半分の5校までやるんだというようなお話をされているとかいうようなことも聞いているんですけれども、その点はどうなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから、委託会社さんの正規の社員さんと非正規の社員の比率、当初の契約とか仕様書の中で4名、4名ということでのスタートと、いろいろとお願いをしているということですが、非正規の方では当初からいらっしゃる方は1人もいないというのは、やはりこれ大変なことで。大人数の調理というのは、家庭でする調理とは、また、違うんだと思うんですね。

一定の技能、能力というのは求められてくるんだと思うんですけれども、そういう意味では非常に移り変わりといえますか、切りかえが早くて、技能を習得したところでほかのところへ行ってしまうと。何か、私の印象ですよ、子供たちの大事な給食を担う調理員さんの部分で、全く初めての非正規のパートの方が来られて、そこで練習をして技能を身につけて、ほかへ行くと。子供たちが、実験台じゃないけれども、練習相手にさせられているような気がするの、私だけでしょうか。

ちょっとそういった点では、やはり技能の蓄積であったり、継承をしていくと上では、やはり民間委託というのは非常に問題があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

その点で、これも、この間いろいろ議

論がされているんですけれども、北摂、大阪府下でも、それから全国的にも、今、調理業務の民間委託というのは、いろいろなところで進められていますが、そもそも学校給食と、調理部門の業務に限った民間委託との関係でいくと、さっき「法と教育は守らなければいけない」とおっしゃったんですが、例えば、偽装請負の問題なんか、きちんとクリアできるのか。

偽装請負にしないための努力が、逆に栄養職員さんと委託会社の責任者の方や調理の現場との連絡体系がとれなくしてしまうことが、かえって安全を脅かすことになるんじゃないかと、その点について、ちょっとお聞かせをいただけたらと思います。

○柴田繁勝委員長 それじゃこれは、部長の方から答弁してもらいましょうか。

馬場部長。

○馬場教育総務部長 考え方の部分が多くなりましたので、私の方で答えさせていただきます。

行革で、この学校給食をどうとらまえるんだという、まず、最初の質問がございました。費用だけなのかということですが、摂津市の行革は1次、2次、3次、今現在3次をされております。3次の行革の中で、この学校給食について、学校調理業務の見直しをなささいという形で、これは市の決定を受けております。

その中で、その前提としては、正規職員を退職補充を行わないという、そういう大前提で、この3次業務が進められておきます。したがって、私どもは市が決めた、この大前提に基づいて、今度は教育委員会の責任で、この学校給食を提供する場合にどうするんだという中で、やはり人員補充をされない場合は、この

民間委託という形の選択になると。

ですから、この行革の中に費用の問題と、それと市の職員ですね、この全体の考えが入っていると思います。3次行革の中では職員の適性計画というのを盛り込まれておりまして、一定年次まで、この人数ですという形がある中で、この3次行革はつくられておりますので、私どもは、その中で教育委員会が責任を持って安全でおいしい給食を提供する形の一つの方策として、調理業務のみの民営化を選択したと、そういうことでございます。

費用に関しましても、これは今現在、市が公表しておりますのは、この行革計画に基づいて費用がどうなんだということで毎年毎年、議会の方へご報告申し上げて数字を公表しておりますので、それからいきますと、やはり行革が示しております1人正職、910万円という数字で私たちも算定しております。

その行革の示した数字と民間委託がどうなんだという議論をしないと、数字が混乱いたしますので、私どもは、やはり行革に基づいて行いますので、算定費用の効果につきましても、1人当たり910万円、4人プラス、パートの数字ということで、先ほど課長が申し上げました3,740万円。

今回、補正でお願いいたしますのは、鳥飼西小学校の契約実績に基づきまして1年間2,200万円、3年間で6,600万円の、この限度額をお願いする中で、その単年度の2,200万円と行革で報告いたしております数字との差額が、効果額だということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それと、労働組合との話し合い云々がございまして、これは正式に、そういった形は出ておりませんので、私は責任を

持って労働組合と話をしますが、そういった何校までするということの取り決めはしておりません。

それと、鳥飼西小学校の契約会社の非正規の方の技量の問題、能力の問題ということでございますが、私どもは、先ほど申し上げましたように、選定に当たっては、正規職員と非正規職員の人数を一応、請負業者と組み組みいたしました。

その中で基本的には摂津市が今、提供しているおいしい給食を出していただく、その品質は守ってほしいということで正規職員、非正規職員を配置していただく中で契約いたしております。

その品質を、やはり守ってもらうための検証ということで、毎年、保護者代表も入れ、栄養士も入れた中で事務局も入りまして、検証委員会を開きました。

昨年も今年度も、その中ではおいしい給食が提供されていると。

また、その作業効率についても問題ないということでございますので、私どもは、その点におきましては、その非正規の方が、業者の方が、どういうふうに配置されるとしても、その私どもが求めている学校給食の品質は一定クリアをしていただいておりますので、先ほど申し上げましたので、私どもは、その点におきましては問題がないかなと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○柴田繁勝委員長 安藤さん、まだ続きますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 行革の数字に基づいて計算するんだと、でも行革ってね、そういうものなんですかね。議会に報告する行革の数字は、1人当たり910万円ですから、それでやりなさいと、仮にやめら

れる方が、400万円の方がいらっしやるかもしれない、500万円の方がいらっしやるかもしれない。それでもやはり910万円で計算をするわけですか。それやはり実態として、私は学校給食、そもそも教育委員会から「民間委託をやっていくだ」というふうに進めてきたものではないと理解しておるんですけども、行革の人員の削減計画に基づいて、現場から人員が削減されていく中で、「このままでは安心の給食が保障できない」ということで、「それなら民間委託だ」というようなことになってきたものだと思うんですよ。

ですから、行革の目的である人員の削減だけ、人員の削減イコール結局は経費の削減ですよ、固定経費の削減ですよ。固定経費の削減が、実態がどうなのか、どうかというのがわからずに、やっていったいいものかどうか、仮にそれで、そんなに差がないのであれば、安全で安心のおいしい給食、しかも公務員としての調理員さんが担っているということは、ただ単に調理をやっているだけではなくて、例えば、食育は今、栄養士さんや栄養教諭さんが中心になっていますけれども、調理員さんも含めて一体となって進めていけば、人数ももっと確保して充実したものも工夫できるのではないかと、例えばの話ですよ。

それとか、例えば災害のとき、今、防災演習、いろいろなところでされていますけれども、老人会の方とか、地域の方が炊き出しをやりますけれども、実際に災害が起きたときに、じゃあそういった任務を担おうと思ったときに、責任持ってやれると思ったら、公の立場の方々だと思うんですよ。そうすると、そういった調理員さんたちが炊き出しのところで、そういった役割を担う訓練をやっていく

とか、そういったところで、やはり公務員の調理員さんというのは非常に食を通じて、いろいろな形で頑張っていただけ。

その頑張っていただけということは、逆に調理員さんのモチベーションも上げていく、仕組みを上げていく、工夫もされていくということだと、僕は思うわけなんですけれども、その行革の計画で「マニュアル、シートがこういうふうになっていますから、これに基づくところですよ」と。しかし、4人の方が今回、退職されるわけじゃありませんよね。2人の方が退職されるわけで、4人いらっしやううちの2人の鳥飼北小学校での調理員の給与は、ほかの部署に移るわけですか。全くの。移ってしまうわけですか。

そういった行革で、学校給食だけが、経費を削減して、ほかのところに移ると、ほかのところでもまた、給与を保障してもらおうというような考え方で、果たしているのか、その点を、私ちょっとおかしいなという感じがするんですけども、その実態、実際にやめられる方、よその部署に移る方がこれだけということも含めて、ちょっとお願いしたい。

それから、法の問題なんですけれども、民間委託をされて鳥飼西小学校で問題ないというのはわかります。もちろんノウハウを持っておられるし、きちんとした選定基準、仕様書に基づいてやっておられるということですから、何かある方が問題だと思うわけですが、構造的に、例えば職業安定法、労働者派遣法の関係でいいますと、摂津市がつくったメニュー、それから献立、それから、つくり方、手順、こういったものを民間の調理員さんに直接指導ができないという問題、それから器材とか、それから食材とかいうも

のについても、本来、請負契約であるならば、その民間会社の責任でもってやらなければいけないと、そういった問題、そういった栄養士さんと、民間の調理員さんとのやりとりをする上では、例えば仕様書に基づいて、文書によってやりとりもあまり認められていないというようなことも聞くわけなんですけれども、そういったところをやっていく上で、連携がとりにくくなるという、そこで安全が脅かされていくのではないかなという点はどうなのか。

それと、衛生管理基準でいった場合、調理員さんの衛生管理に関する研修というのは1学期に1回ぐらいされているのでしょうか。民間の調理員さんの、それから、パートさん含めて衛生管理については、どこがやっておられるのか、そういった問題も出てくるかと思うんですけれども、そういった衛生管理の部分でも、どういう体制になっているのか、それもちょっと確認をしておきたいと思います。
○柴田繁勝委員長 馬場部長。

○馬場教育総務部長 調理員の人員配置ですね、行革の中でどうなっているんだと、退職が4名なのということですが、基本的に正職の退職は2名でございますが、今回、再任用の退職もおりますので、そういう意味では再任用も今現在、正職と同じ勤務体系にきておりますので、3名の退職という形で4人のうちの3名を、そこへ配置いたします。もう1名につきましては、給食の食数の配置計画の中で必要な人員が1名ございますので、その学校に配置するというところで、基本的に退職と、その給食数を勘案したときに、今回、この4名が、そこへ配置することによって民営化が可能であると、そういうことを判断しまして今回、この鳥飼北小学校の民営化に取り組んだということ

でございますので、基本的には4名については給食調理の必要な配置人員の中でやりくりをしてやっておりますので、他の部署、市庁部局へ行くとか、そういうことではございません。

ですから、正職2名の退職と、それと正職扱いの再任用の1名、3名退職しますので、そこに充てると、もう1名は食数の関係で必要な部署の職員として、そこへ配置するというところで給食全体の職員数を確保したと、そういうことでございますので、内部やりくりもしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと請負業者との契約の中で、いわゆる昨今言われている、「偽装請負の問題がどうなんだ」ということでございますが、これにつきましては、私ども鳥飼西小学校小で初めて、この調理業務を民営化するときに、当然、先進他市であるとか、そういったいろいろな事例、契約事例も調べました。最終的には、我々が契約する内容を持って、当時の担当課長が茨木労基局へ出向いていきまして、その内容で、「これについては法律上、問題ない」というお答えをいただいておりますので、今現在、しているやり方で、私どもは法律上、問題ないと確信いたしております。

また、指示の仕方につきましても、その当時、労基局の方からご指示いただいた形で指示できるという範囲の中で指示、必要な分はしておりますので、法律上、何ら問題ないということで今日まで鳥飼西小学校ではきておりますので、鳥飼北小学校におきましても、その鳥飼西小学校で培ったノウハウを使いまして、法律上問題なくて契約していきたいと、そういうふうを考えております。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 そうしましたら、私の方から衛生管理研修の件について、ご答弁申し上げます。衛生管理研修につきましては、原則的には年2回、各学校現場で菌の検査等をした後に、その状況も結果とし報告しながら研修しているというのが現状でございます。

委託業者につきましても、もちろん各契約の中で、契約書の中で研修についての規定がございますので、その業者ごとに、業者が独自にした研修についての報告を基本的にはいただいておりますということが、現状でございます。

○柴田繁勝委員長 安藤議員、じゃあできるだけ絞り込んで、ひとつ質問をお願いします。

○安藤薫委員 4人のうちの2人、正職員さんが退職して、もう1人は再任用の方が退職、再任用の方が退職されるのは、1人当たり900万円と計算するのはちょっとおかしくないかなと思います。

ちょっとその辺の具体的に、1人当たりという、そういう非常に形式化というか、一般化してしまうようなものではなくて、鳥飼西小学校でやり、鳥飼北小学校でやり、そして今度、5年間の間に、もう1校ぐらいやれるのかなというお話でありましたけれども、行革の目的の中で、それじゃあより経費は、できるだけ少ない方がいいわけですから、安全が保障されるのであれば、ですから、そういったことはきちんと示していただきたいなと思うんです。それもお願いします。

それから、衛生管理ですけれども、民間会社さんの衛生管理については、民間会社さんの方でやっておられると、その報告だということですが、特に先ほどもお話ありました、結構、入れかわりが激しい中で、きちんとした衛生管理の研修がされているのかというのは、ちょ

と不安なんですね。この間、何もなかったというのはいいことです。もちろん当たり前のことなんですけれども、いいことです。

しかし、今後のことについて、何かあったときの責任というのは、その民間の会社さんが仕様書どおり衛生管理研修をやっていなかったからといって、そちらの責任になるのかといえば、恐らく学校給食の最終責任というのは、市教委、例えば全然、関係ない話ですけども、埼玉のふじみ野市の市民プールの事故のときというのは、管理をされている、直接担当に当たっている部署の長が刑事処罰をとということになるわけですから、学校長であったり、学校の栄養職員さんが処罰の対象になってくるということになるわけですね。

その辺の衛生研修がきちんとできているのか、ただの報告だけでいいのか、それから、ころころかわられるパートさんの中で、きちんとできているのか、例えば、公務員であれば、きちんとフォローはできるはずなんです。その点、非常に不安を感じるわけですけども、その点だけ、最後に聞かせていただきたいと思います。

最終的に、ここでまとめますけれども、やはり子供たちの安全の、給食というのは安全、頑張ってやられるというご説明はあるんですけども、偽装請負の問題というのは、特に最近、やはり厳しく見られているんですね。直接指導をしてはいけないとか、もちろん指導をする場合というのは幾つかの要件があって、認められているし、例えば、専門の分野であれば、器具を借りても構わへんよとか、専門じゃない場合は器具を借りたり、食材を借りた場合は、請負契約とは別個に双務契約をちゃんと結んでやってくださ

いよと、食材購入なら購入契約、双務契約を結ぶ、器材を借りるなら賃貸契約を結ぶと、そういうものをきちんとやってやるのが条件ですよと、いろいろな条件があるかと思えます。

連絡体系についても、こうじゃないと偽装請負という指摘がありますよという指導があると思うんですよ。

そういったところを一つ一つクリアいくということが、果たして本当の業務なのかどうか、私は大変疑問に思っております。それが逆に最終的に安全が脅かされたり、それから、もし何かあったときに、直接指導ができない学校長であったり、現場の栄養職員さんのところに害が、責任が及んでいくということについて、その現場でのモチベーションの問題にもかかわってくる問題だということは、ちょっと指摘しておきたいと思えます。

もし、答弁があればお答えいただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 では答弁できますか、部長。

今、宿題的な課題もありましたので、含めて答弁してください。

馬場部長。

○馬場教育総務部長 結局、繰り返しの答弁になって恐縮なんですが、基本的には私ども、そういう偽装請負にならないように、鳥飼西小学校で事前に先進他市の契約書も確認し、おっしゃっていただいた使用貸借のこともクリアする。また、食材の提供は、これは市が責任を持ってするというので、今回の契約からは、もちろん外しております。

そういった形で行いますので、当然、今回の件も当然、そういう偽装請負には当たらないという契約は、私はしなければならぬと思えますし、基本的に先進事例もございますので、私どもが特別、

かわった契約をするということではなくて、その調理業務を民間委託する場合の標準的なマニュアル契約に基づいて、やることによって偽装請負にはならないという形で契約していきたいと、そういうふうに考えております。

それと事故が起こったときの責任でございますが、例に出された、そのプールの事故もですね、結局、管理責任として、その責任の、課長なり課長代理も入ってましたが、日々の、その施設の管理がおろそかになっていたという、その管理責任において刑事処罰を受けたと、私は理解しております。

ですから、私どもは、この契約する業者との間で、そういった日々の管理をきちんとしていくと、ですから、衛生管理につきましても必要な報告書を上げてもらうと、そういう日々の管理業務を果たす中で、現場に責任を負わないように、私どもはやっていきたいと、そういうふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤さん、よろしいですか。まだですか、はい、ひとつ絞り込んでくださいよ。

○安藤薫委員 すみません。先ほど終わろうと思ったんですけども、1点だけ確認してください。

偽装請負にならないために、もちろん研究していらっしゃるって、それに当たらないように努力をされているということです。

器材の問題とか、食材の問題、それは民間会社さんは摂津市のものを使ってやると。食材も摂津市が学校給食会通して購入したのを使うと、メニューも同じですと、これを偽装請負ではないよというところにしていくためには、先ほども言ったように、これもきちんと器材との賃貸借契約であったり、それから食材で

あったら、売買契約書を結ぶと、こういうやり方と、そうではなくて、今回の委託は専門分野、専門的知識、学問的な科学的な知識を有するような分野であるから、それはそういう契約を結ばなくても業務委託はできますよというような、二つのものがあるというふうに思っているんですけども、摂津市の場合は、きちんと契約を結んで偽装請負でないやり方をやっているということまで理解したらいいのかなどうか、ちょっとそれだけ確認させてください。

○柴田繁勝委員長 確認について、大橋課長。

○大橋学務課長 そうしますと偽装請負の観点でございますが、先ほど部長の方からご答弁申し上げましたように、鳥飼西小学校のときに茨木の労働基準監督署の方に出向いて確認をしております。

その際には、先ほどもご指摘ありました指揮命令系統の問題、それと施設設備の使用に関する問題、代金の支払い等の問題、これについては各々、それぞれ偽装請負にならないためのポイントとしてご教授いただいて、それを守っております。

ですから、食材の部分とか、施設整備の部分については契約の中できちりうたうことで、それを偽装請負等を招かないような整備をしているということまでご理解をいただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 それでは次、南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

私の方からは、質問はちょっと控えさせていただきますまして、今回、学校給食の調理業務委託ということで債務負担行為の補正予算ということで上げていただいておまして、民間へということ、さまざまな観点から、安藤委員からも質問

がありまして、わかるんです。

私の場合は給食につきましては、本当に子供からの情報で、「きょう献立、何やった、おいしかった」という話をしょっちゅうしております、おいしかったよと毎回聞いて、本当に栄養士さんはじめ調理員さんが一生懸命つくっていただいているなというふうに、本当に認識しておるんですけども、また、引き続き安全でおいしい栄養のある給食を提供していただきたいと思えます。

今回、鳥飼北小学校、民間委託に向けてということでございます。話がやはりいろいろなところで流れておまして、例えば、PTA関係のですね、PTA、摂津市のPTA協議会等々に、もちろん鳥飼北小学校には保護者の方にも説明されて、議会をってから説明、順序があると思うんです。

前の資料、僕、見させていただいております、学校給食調理業務民間委託計画ということで、鳥飼西小学校のときに、これわかりやすい資料やなと思えました。ただ、今回、鳥飼北小学校に関しましても、こういう計画的な、資料をつくっていただいて、また、そういう関係団体に、ちょっと短時間でもいいので、こういうふうに市は取り組んでこうこう、また、味舌小学校、あるいは千里丘小学校と、行くかどうか、栄養士さんの問題等あると思うんですけども、そういう流れも含めて、ちょっとまた、ご説明していただきたいと。

簡単なものでも結構なので、資料をつくっていただいて、ご説明を、どうかまた、連携をとっていただいてしていただくように、これは要望としておきますので、よろしくお願ひします。

○柴田繁勝委員長 それじゃあまた、あれですか。資料をとって、協議会か何か

で説明をする機会をつくってもらいたいという要望ですね。

○南野直司委員　そうです。関係団体さんとね。

○柴田繁勝委員長　その方、ちょっとよろしいですか、聞いておいていただいて。それだけで、ご答弁要りませんね。

○南野直司委員　はい、結構です。

○柴田繁勝委員長　それでは次、渡辺委員。

○渡辺慎吾委員　おはようございます。

おおむね私は、この民営化に関しては賛成でございます。ただ、ちょっと抵抗があるんですよ。さっき安藤委員もおっしゃっていましたが、食育という教育の観点から考えますと、コストコストを全面的に出された場合、当然、コスト意識も必要なんですけれども、我々日本人は、この教育に関しては聖域というふうに見ておられる方も多くおられるんですが、そのコストを全面的に出されたときに、ちょっと待てよというように、私はちょっと感じるわけです。

私、皮肉なもので、私はこれ議員になったときですかね、十五、六年前に、私は、この民間委託をするべきやという形で文教常任委員会で質問をした覚えがあるんですけれども、そのときには食の安全ということを考えて、これは民間委託を拙速にするべきではないというようなご答弁をいただいたような、そのような記憶があるわけですね。

何か時代が変わってきて、攻守が変わったじゃないんですけれども、そのような状況になってきたなというふうに思うわけです。非常に教育委員会の皆さんは、それなりに安全を民間委託しても、きちりとした安全を担保するんだという気構えで、さまざまな調査をした上で、鳥飼西小学校で行われたというふうに思う

んですが、ただ、本当に私は前も委員会で、ちょっと述べさせていただきましても、子供たちの中には、まともな一日の栄養摂取を給食でされておられるという子供たちも多少なりともおられるということで、この給食という、口に入れて、育ち盛りの子供たちが口に入れるというものに対して、非常に我々大人も、そして、保護者も神経質という言い方は適当じゃないかもしれませんが、そのように非常に注目をしているわけでございます。

どうしても、この民間委託になったときに、例えば民間会社と、その社員に関しての雇用に関しては、本当に我々、また行政も立ち入ることはできないと思います。

例えば、そこで民間に委託して、調理員さんが来られたときに1か月でやめてしまうとか、それから、短期間でやめてしまっただけで入れかわりが激しいような状況になったときに、実際、本当に食の安全を守れるのかということに対しては、非常に私は疑問を感じるわけです。

それと、先ほど大橋課長の方からご説明があったんですけれども、この時期的な問題ですよ。この補正予算を出されて、4月の春休みにやられると、十分な話し合いをされるということですが、何をもちょう十分な話し合いをされるのかということ、私は非常に疑問を感じるわけです。

今、私が述べさせていただいたり、安藤委員が言われた、また、南野委員がおっしゃったようなこと、非常にさまざまな点で、やはり保護者、PTAなりに議論をして、ある一定の期間を持ちながら、この結論を出すということ、そういうさまざまな不安材料を取り除く、非常に大きな要因というふうに思うわけでござ

ざいますが、1点だけ、何をもって十分な話し合いをしていくということ、一遍ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○柴田繁勝委員長 馬場部長の方から答えます。

○馬場教育総務部長 前段、食の安全につきましても、一定そういうご心配等、もちろんあると思いますので、それにつきましても、鳥飼西小学校の経験を踏まえて、この間、各学校で民間業者も含めた中の研修をやる中で、我々もノウハウも蓄積しておりますので、今後、そのことを踏まえて安全につきましても、最大限、私たち注意を払っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと説明責任でございますが、これは非常に、これからの行政を進める上では私たちが一番心しておかなければいけないことだと思います。

やはり同じことをするにしましても、一定説明責任が果たせないばかりに、例えばボタンのかけ違いといいますか、そういうことで、後々大きな、お互いが労力を費やして修復しなければならないというようなことが、また、出てきますので、その点も、私、十分配慮しなければならないと、肝には銘じております。

今回、確かに、この12月に補正予算を出して、後もう3か月しかないではないかという中で、説明責任をどう果たすんだということも時期的には、確かにそういうことだと思います。

ただ、私ども、この民間委託するに当たりまして、その鳥飼西小学校でやった経験の中で、そのときにお話し合いをしたときのことも踏まえて、また、2年間検証をする中で、そのPTAの代表にも入っていただいて、その品質を、私どもも確認してまいったという、そういう民

間委託した結果のノウハウもございまして、そういうことも踏まえて、今度、1月に入って鳥飼北小学校のPTAの方に集まっていたいただいて、お話しさせていただく中で、そういう具体の、「鳥飼西小学校では、こうでした」とか、そういったことをお話しして、私どもが摂津の学校給食は、南野委員が言っていたように、子供がおいしいと言ってくれる、このことが一番大切だと思っているということをお話ししたいと思っています。

また、私どもの給食調理員も、みずから提供する、この給食について自信と誇りを持っておりますので、そのことは教育委員会としても十分承知した中で、これからも、その民間の請負ということによって、その業者も含めて摂津市のおいしい給食を今までと同じ形で提供していきたいことを、保護者の方にもご説明して、この期間的には短いかもしれませんが、十分お話をし、疑問にこたえていきたいと。

ですから、これからするということだけじゃなくて、鳥飼西小学校で私たちが経験した、そのことも踏まえて保護者の方にご説明して、今まで直営でやっていたと同じ品質の給食を鳥飼西小学校の子供たちに提供できてますということ、自信を持ってお話しする中で、ご理解を深めてまいりたいと、そういうように思いますので、よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 部長の説明でおおむね了解したわけでございますが、ただ、最初に言ったように、教育の観点という形と、コストという観点、当然それは行政がやることやから、コストも当然、頭に置かなくてはならないというのはわかるんですけども、ただ、教育の観点から考えますと、どうしてもそれが、相反す

る面も出てくるわけですね。

私は最後に、ちょっと教育長の方から、民間委託に、やはりそういう点ではせざるを得んという、せざるを得んという言葉は、語弊あるかもしれませんが、「そういう民間委託にするんですけれども、ただ、教育は食育、教育委員会としては、さらに子供たちの、発育盛りの子供たち、そして、保護者、PTAの、そういう方々の理解を得ながら、食育という観点から、これからも給食を考えて、やはりこれはやっていかなあかん」というようなご答弁をいただけたら、コストばかりが全面に出てきてしまったら、非常に抵抗があるんですね。その点をお願いしたいことと。

それから、委員長団をお願いしたいんですけれども、一度、我々、給食を試食したいなと思うんですね、いや本当に。

ここで議論をしておっても、どんなものを食べておるかかわからへんわけですね。

だから、例えば民間委託した鳥飼西小学校でも、ちゃんとお金は払いますから、お金はちゃんと払いますからね。だから、そういうものを、ここで幾らいろんな議論をしても、わからないわけです。

それでおいしいおいしいとお子さんが言われて、そんなおいしいものを一遍食べたいなという気持ちもありますし、そういう観点から、一遍そういう機会を与えていただけたらなというふうに思いますので、そのことを要望と、それから、教育長の方から一言ご答弁いただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 それでは、この件については、和島教育長の方からお答えいただけますか。はい、お願いします。

○和島教育長 今、学校給食のあり方ということで、ご質問だったと思いますけれども、やはりこの民間委託、調理の民

間委託をしていく大前提になっているのは、先ほどから何度も議論になっていきますけれども、給食の安全性の問題、安全の確保、そして、先ほども言っていましたけれども、摂津の給食おいしいよと言われる、子供たちにとって、給食が楽しい食事であるということが大前提だと思っています。

それともう一つは、やはり献立等については、市の方の栄養士が行っておりますので、あとはやはりおいしいだけじゃなくて、安全、おいしい、そして、栄養のバランス、その三つがそろった学校給食が提供できるということが大前提であると思っています。

私たちは、これまでの鳥飼西小学校での実績等を踏まえて、それが十分可能であると、確保されているということで今、この事業を進めているわけです。

あとは、やはり最初に行革の話も出ていましたですけれども、やはり行革、これはコストだけではなくて、民で任される部分については、民で任すという、その任せられるというのは、今も言いました、その大前提があるということです。

それと、行革の中で、今、議論になっているのは、コストだけでなくやはり職員数の問題です。700人体制でやっていく。こんにち、行政を取り巻く環境は大変厳しく、特に福祉サイドとか、いろいろところで業務が複雑になってきていますので、そっちへの人員増も必要になってきます。

だから定数と、人員を増やさないといけないところも出てくるわけです。ですから、そういう中で、市全体で700人体制するには、民に任せられるところは民でということで、今この事業を進めているわけです。やはり教育委員会は子供たちの健康、安全が第一ですから、

最初に言いました、そのことがクリアできていると、確保できているということで、今、この事業を進めておりますので、ご理解いただきたいと、そのように思っております。

○柴田繁勝委員長 先ほど、ちょっと委員長、お尋ねしておきますが、今、委員から、できたら現場の給食を一応、試食するような機会が持てないという提案も出てますので、委員長団でも、その方向を一遍打ち合わせをしますが、そういう方向がとれるということであれば、ぜひ一度やってみたいと思いますので、その辺はひとつきょうの意見をよく、ご質問を聞いておいてください。

それでは、次、副委員長、お願いします。ないですか。

それでは、今、各それぞれの委員さんから、この委託の問題につきまして、事業の問題につきまして出させていただいたので、きょう、まとめとしてたくさん、いろいろなご要望なり民間委託の問題についての指摘部分もありましたので、そこは十分ひとつ教育委員会としても、きょうの意見を参考にしていただいて、また、我々に協議会で、こういうことを少しお知らせしておきたいとか、こういうことだとかというようなこと、ぜひ、またそういう機会があれば、していただけるように委員長からもお願いをしておいて、きょうの委員会の質問を、これで終わりたいと思います。

暫時休憩をいたします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 挙手、賛成多数によって本件は可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前11時15分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田 繁勝

文教常任委員 安藤 薫